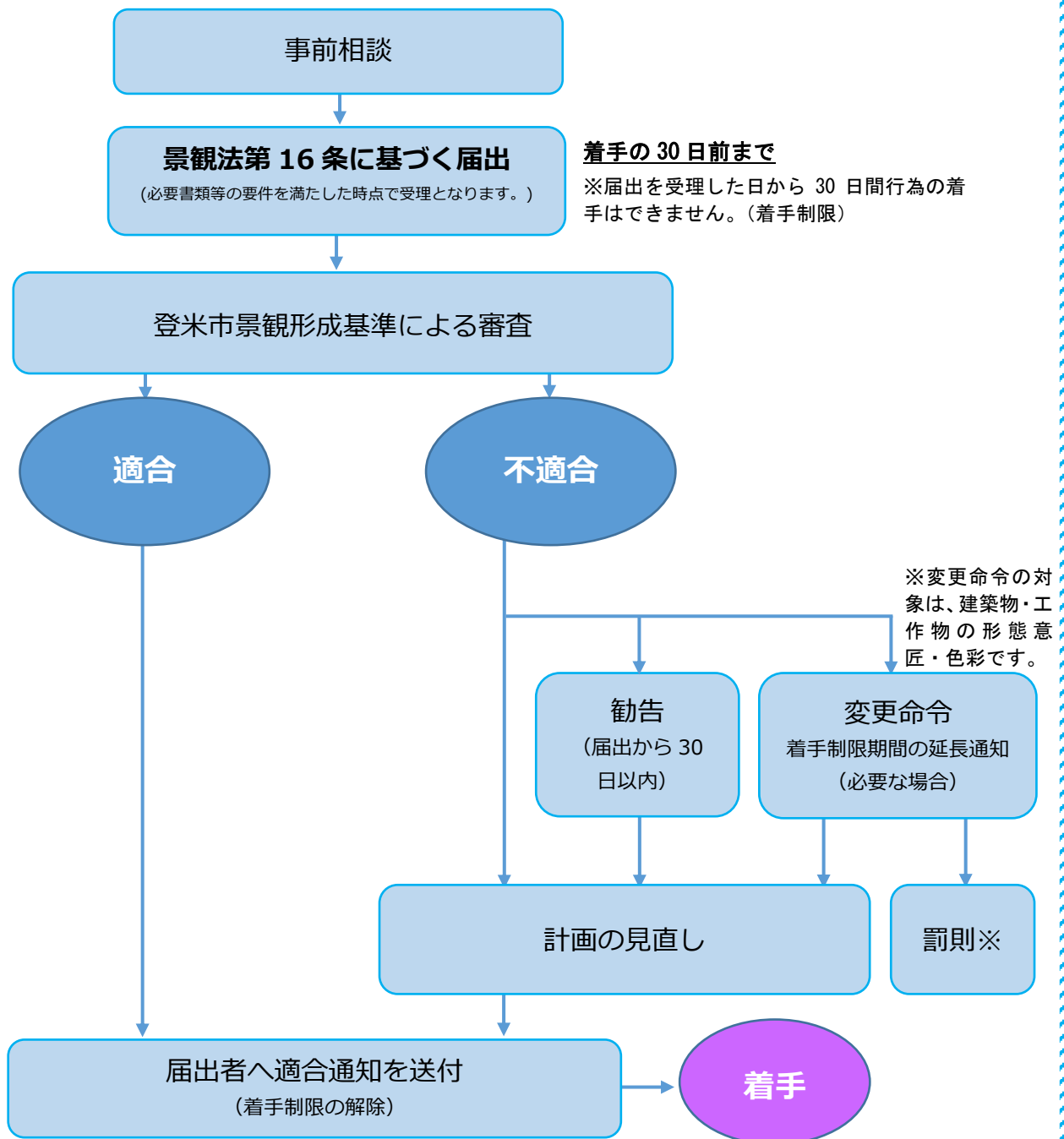


景観法の届出・審査の流れ

主な届出対象行為 ※景観区域は市全域です。ただし、設定区域毎に対象規模が異なりますので、担当窓口へお問合せください。

- ・建築物の新築、増改築、移転、外観の変更（外壁塗り替え等）
- ・工作物の新設、増改築、移転、外観の変更
- ・一定規模以上の開発行為
- ・木竹の伐採、物の堆積



※罰則について

- ・届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合、30万円以下の罰金に処される場合があります。
- ・変更命令に従わなかった場合、50万円以下の罰金に処される場合があります。

お問合せは
登米市役所建設部 住宅都市整備課

TEL 0220-34-2316
FAX 0220-34-3448
E-mail jyutakutoshi@city.tome.miyagi.jp